

高福第1305号
令和3年3月2日

各有料老人ホーム 管理者様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 岸田 正寿（公印省略）

有料老人ホームにおける前払金の保全措置について（通知）

高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

老人福祉法第29条第7項（※）に基づく前払金の保全措置について、平成30年の老人福祉法の改正により、平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームにつきましても、令和3年4月1日以降の新規入居者から義務対象となります。

前払金の保全措置を講じていない施設におかれましては、速やかに御準備くださいますようお願い申し上げます。

併せて、従来前払金の保全措置を講じている施設におかれましても、新規入居者に対して引き続き保全措置を講ずるようお願い申し上げます。

（※なお、前払金の保全措置の規定は、老人福祉法の改正により、令和3年4月1日より第29条第9項となります。）

担当：施設・事業者指導担当
電話：048-830-3254